

東かがわ市告示第 15 号

東かがわ市雇用対策協定運営協議会設置要綱を次のように定める。

令和 6 年 2 月 28 日

東かがわ市長 上村 一郎

東かがわ市雇用対策協定運営協議会設置要綱

(趣旨)

第 1 条 東かがわ市雇用対策協定書に基づく取組について、東かがわ市及び香川労働局、さぬき公共職業安定所が連携し、雇用対策に関する施策等を効果的に実施するため、東かがわ市雇用対策協定運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(構成員)

第 2 条 協議会の構成員は、別表のとおりとする。

(協議事項)

第 3 条 協議会においては、次の各号に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 事業計画の策定に関する事項
- (2) 実施状況の評価及び改善策に関する事項
- (3) 東かがわ市及びさぬき公共職業安定所からの要請事項に関する事項
- (4) その他事業の運営に必要な事項

(協議会)

第 4 条 協議会の開催は、毎年度 1 回以上とする。

- 2 協議会の会長は、総務部長とし、副会長はさぬき公共職業安定所長とする。
- 3 協議会は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 4 協議会は、必要に応じて構成員以外も参加させることができる。

(秘密の保持)

第 5 条 協議会の構成員及び協議会に参加したものは、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(事務局)

第6条 協議会の事務を処理するため、地域創生課に事務局を置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会に必要な事項については会長が定める。

附 則

この告示は、令和6年2月28日から施行する。

別表（第2条関係）

団 体 名	構 成 員
東かがわ市	総務部長
	総務部地域創生課長
香川労働局	職業安定部職業安定課長
	職業安定部訓練課長
さぬき公共職業安定所	さぬき公共職業安定所長
	さぬき公共職業安定所 東かがわ出張所長